

駿河台法学

第34巻第1号（通巻第65号）2020

目 次

論 説

信託行為の別段の定めに限界はないのか？

—「本信託は、委託者兼受益者と受託者との合意によつて（のみ）終了させることができる」を題材に—

～「民事信託」実務の諸問題(4)～ ……金森 健一 …… 1

韓国における外国人非熟練労働者と雇用許可制

……………朴 昌明 …… 51

表紙題字……………山崎 春之